

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）「入札保証金等の納付が必要な工事」、「難工事指定の試行工事」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

令和3年11月29日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
若林 伸幸

記

1. 工事の概要

(1) 工事名 明治記念大磯邸園東地区（21）建築改修その他工事
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(2) 工事場所 神奈川県中郡大磯町東小磯295

(3) 工事内容 本工事は、明治記念大磯邸園内にある歴史的建築物を一般公開し資料展示等をするために保存改修等を行うものである。

敷地面積 28,838m²

1. 建 物

1) 旧大隈重信別邸・旧古河別邸 主屋

構 造：木造 平屋建

建築面積：約400m²

延べ面積：約300m²

工事内容：屋根及びとい改修、外壁改修、建具改修、内装改修、
塗装改修、耐震改修

2) 旧大隈重信別邸・旧古河別邸 蔵

構 造：木造 2階建

建築面積：約20m²

延べ面積：約30m²

工事内容：屋根改修、内装改修

3) 旧大隈重信別邸・旧古河別邸 洗濯場

構 造：木造 平屋建

建築面積：約3m²

延べ面積：約3m²

工事内容：屋根改修

4) 案内棟

構 造：鉄筋コンクリート造（一部木造） 平屋建

建築面積：約50m²

延べ面積：約40m²

工事内容：新築
5) 既存案内棟
構 造：軽量鉄骨造 平屋建
建築面積：約10m²
延べ面積：約10m²
工事内容：移設、撤去
外 移設、撤去 1棟

2. その他
工作物、外構 他

- (4) 工期 契約締結の翌日から令和5年3月31日まで
指定部分 令和4年10月31日まで
- (5) 資料 ①別冊図面 ②別冊現場説明書 ③別冊入札時積算数量書
- (6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「施工計画（簡易な施工計画）」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の参加承諾に関しては総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を郵送、託送又は電子メール（書留郵便等、記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。以下「郵送等」という。）により提出するものとする。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (9) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (10) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－2による。
- ①「ワンデーレスポンス」実施工事
 - ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
 - ③建設リサイクル法対象工事
 - ④落札決定後契約締結前に支店又は営業所の運営状況等が確認できる資料の提出を求める対象工事
 - ⑤難工事指定工事
 - ⑥難工事施工実績評価対象工事
 - ⑦難工事功労表彰評価対象工事
 - ⑧CCUS活用推奨モデル営繕工事
 - ⑨週休2日促進工事（受注者希望方式）

- (11) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち**建築工事B等級又はA等級**に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) **関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。**（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）

- (5) 別表一1の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）木造の歴史的建築物（注1）の改修工事

（注1）歴史的建築物とは、次のいずれかに該当する建築物とする。

- 1) 文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、特別史跡、史跡のうち、いずれかに指定又は仮指定された建築物
- 2) 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品等として認定された建築物
- 3) 文化財保護法第182条第2項の条例の定めるところにより指定された建築物（都道府県・市町村・区指定文化財）
- 4) 文化財保護法第57条の有形文化財に登録された建築物（登録有形文化財）
- 5) 文化財保護法第143条の伝統的建造物群保存地区、又は第144条の重要伝統的建造物群保存地区の特定物件の建築物
- 6) 経済産業省認定近代化産業遺産の建築物
- 7) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条の歴史的風致形成建造物に指定された建築物
- 8) 景観法第19条の景観重要建造物に指定された建築物

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除

く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事及び工事成績相互利用対象工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は別表-1を予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

2) 1人の者が、別表-1の期間に元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。

(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

(ア)延べ面積300㎡以上の建築物における躯体の改修を含む工事

(イ)延べ面積300㎡以上の建築物の新築又は増築工事

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

なお、当該工事経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記(ア)又は(イ)の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

4) 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式-1-1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

(8) 施工計画(簡易な施工計画)が適正であること。

(9) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体

として申請書及び資料を提出することはできない。

- (10) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してから
の営業年数が3年以上あること。
- (11) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約
に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名
停止を受けていないこと。
- (12) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事
面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体
である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において
関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明
書による。
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの
として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で
ないこと。
- (15) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負
契約の履行が不誠実でないこと。
- (16) 元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は本発注工
事の元請企業として入札参加することはできない。詳細は入札説明書による。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「施工計画（簡易な
施工計画）」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該
当する者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」とい
う。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容
に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締
結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であ
ると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を
全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回
る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らな
いこと。

(2) 総合評価の方法

1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の
最高点を30点とする。

2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①
②の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」と
して与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。

- ①企業の技術力
- ②配置予定技術者の技術力

③施工体制（施工体制評価点）

- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
 - 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- (3) (2) 2) ①②③の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館 17階
関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係
電話 048-601-3151 (代) (内) 2525
電子メール ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表-1のとおり。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。
受付期間は、別表-1のとおり。

(3) 申請書及び資料の提出方法、受付期限及び受付場所

1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期限までに受付場所に郵送等により提出するものとし、持参又はFAXによる提出は受け付けない。
なお、申請書及び資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

①電子入札システム及び郵送等による受付期限：別表-1のとおり。

②受付場所：(1)担当部局に同じ。

2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の受付期間、受付場所及び提出方法

①受付期間：別表-1のとおり。

②受付場所：〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館17階
関東地方整備局総務部契約課契約第二係
電話048-601-3151 (代表)

③提出方法：郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。受付期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表-1のとおり。

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は関東地

方整備局総務部契約課に持参すること。郵送等及びFAXによる提出は認めない。
2) 開札は別表－1のとおり、関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定する。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無。

(8) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(9) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4. 入札手続等（1）に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. 競争参加資格（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. 入札手続等（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確

認を受けていなければならない。

- (12) 2. 競争参加資格で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- (13) 詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。
 就業時間 9時15分から18時00分まで。

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成18年4月1日以降
2. 競争参加資格 (7)	専任を要しない期間（予定日） （主任（監理）技術者の配置を要するが、専任は不要となる期間。なお、当該期間後は専任を要する。）	契約締結の翌日から令和4年2月25日（金）までを予定する。
2. 競争参加資格 (7) 2)	配置予定の主任（監理）技術者の工事経験とすることができる期間	平成18年4月1日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	令和3年11月29日（月）から令和4年1月24日（月）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、電子入札システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）
4. 入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限 （審査基準日）	令和3年12月13日（月）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、郵送等の場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は15時00分まで。また、休日を除く。）
4. 入札手続等 (4)	入札保証金の納付に係る受付期間	令和4年1月17日（月）から令和4年1月24日（月）まで。
4. 入札手続等 (5)	入札の締切	令和4年1月24日（月）12時00分
	開札	令和4年1月27日（木）13時30分